

業債第42号(例)

2022年10月20日

代理店引受金融機関本部  
代 理 店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」の一部改正に関する件

代理店と日本銀行との間で授受している書面の一部について、日本銀行業務オンライン(以下「業務オンライン」といいます。)による授受に移行すること(「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件)(2022年10月18日付日銀業第439号)に伴い、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2022年11月1日から実施することとしましたので、通知します。

本件改正に伴い、次の書式の大きさ等を変更します。改正後の書式は、日本銀行ホームページ(「業務上の事務連絡」―「代理店等関連」―「代理店等関連規程」)の「国債事務関連の書式ファイル集」に掲載しますので、2022年11月1日以降に当該書式を提出する場合には、更新後の「国債事務関連の書式ファイル集」をご利用ください。

- ①国債元利金受払報告表・同(控)
- ②国債利子内訳表
- ③支払済領収証書送付内訳表(登録国債分)・同原符・同受領書

なお、業務オンラインによる授受への移行に伴う、当座勘定・準備預り金・担保・外国中央銀行等の預り金・国債関係事務等にかかる共通的な留意事項は次のとおりです。

1. 全般的な規程改正方針について

業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」(2022年8月4日付日銀業第329号別紙)により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程については、主として、現行の授受手段が明記されている場合には当該記載を削る等の、

必要最小限の改正を行うこととし、授受手段を業務オンラインに改める改正は行っておりません。

ただし、現行の規定内容や業務オンラインによる授受への移行後の事務取扱等を踏まえ、該当規程において、取扱いを明確にすることが望ましいと考えられる場合には、業務オンラインにより授受することを明記する改正を行っています。

## 2. 業務オンラインにより授受する書面の押印等について

「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の表1に定める書面のうち、現行押印（署名を含みます。以下同じです。）を要する書面については、業務オンラインによる授受への移行後、書面への押印を不要とします（日本銀行が特に指示する場合を除きます。）。また、業務オンラインにより提出された書面は、代表者または代表者から権限を付与された者（以下「代表者等」といいます。）から提出されたものとして取扱うため、代表者等の役職名および氏名の記載についても原則不要とします。

以 上

### 【本件に関する照会先】

- 日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
- ・ 改正内容に関するもの 阿部（内線：6095）、市川（内線：3350）
  - ・ 上記以外 高木（内線：6059）、佐藤（内線：6061）  
中山（内線：6106）

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」中一部改正

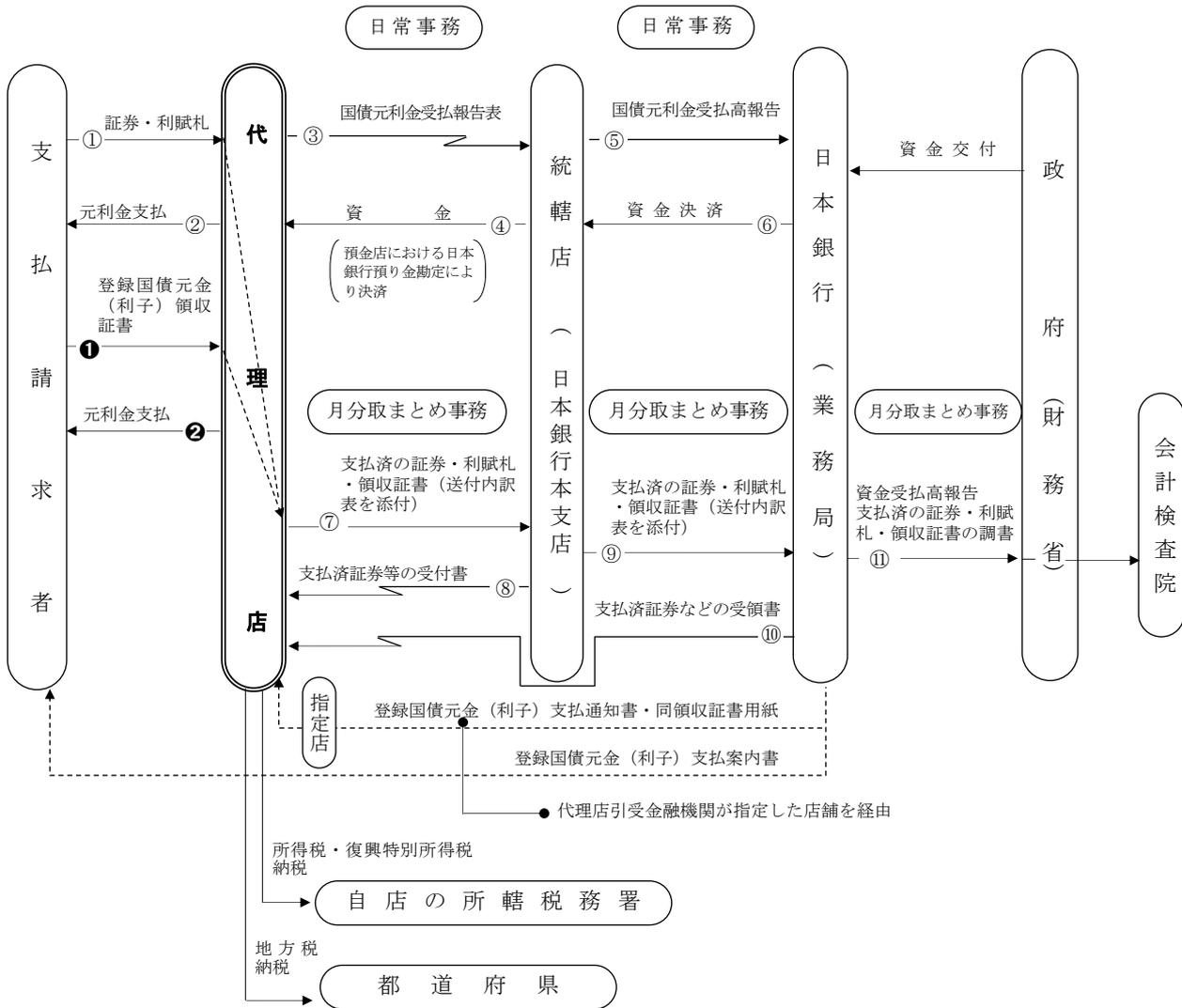
- 第1編の仕切紙中「店印の使用、」を削る。

○ 130中「400 (A5)」を「400 (A4)」に、「384 (A5)」を「384 (A4)」に改める。

○ 200の元利払の資金と支払済証券類等の流れを次のとおり改める（全面改正）。

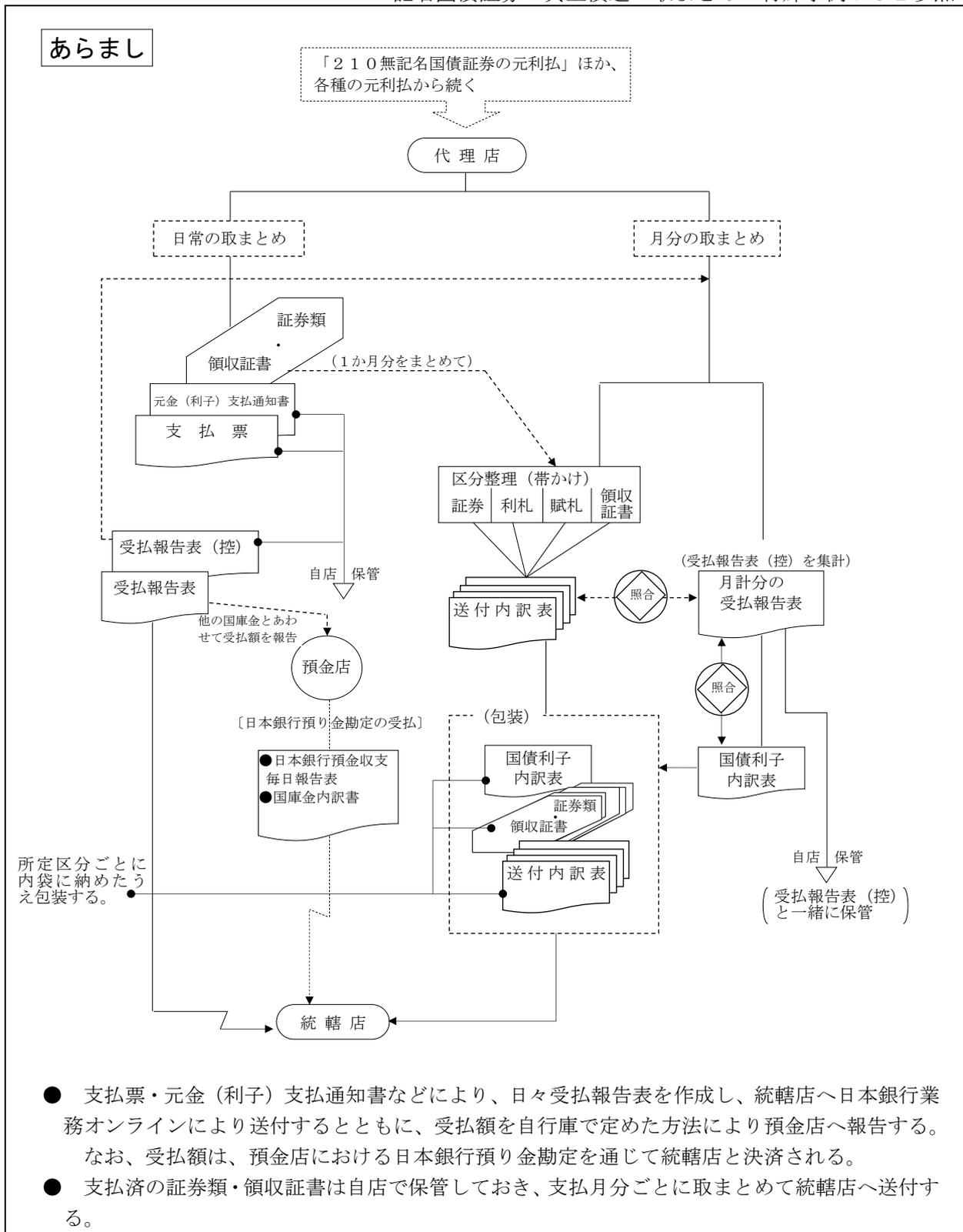
### 元利払の資金と支払済証券類等の流れ

代理店における元利払の事務取扱は、以下に規定されているように、その国債が現物債か登録債かによって、また、現物債であっても無記名国債証券か記名国債証券かによって異なるが、いずれの場合も元利払の資金と支払済証券類等の流れは、おおむね次のとおり。



○ 260の **あらまし** を次のとおり改める（全面改正）。

⇒ 記名国債証券の買上償還の取まとめ・特殊事例752参照



○ 261①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①国債元利金受払報告表の作成・送付

○ 国債元利金支払票・登録国債元金（または利子）支払通知書などにより、支払月分ごとに、日々の元利金の受払額を集計し、受払報告表を2通作成する。

∫  
略（不変）

∫

○ 受払報告表2通のうち、1通は他の国庫金受払証票と一緒にを統轄店へ日本銀行業務オンラインにより送付し、1通は「控」として「控」を自店に保管（保管期間1年）する。

\* 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより送付する。

以下略（不変）

○ 261①の **受払報告表の記載例** を横線のとおり改める。

**受払報告表の記載例** — 一 般 例

〔設例〕 次の元利金の支払があったとき

∫  
略（不変）  
∫

書式No.100  
注意 この書式の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

①

② **国債元利金受払報告表**  
（日付） （商名）  
2011.10.11. 7 日本銀行〇〇代理店

11011  
10 届出番号  
受払取引の店番号

③ (1011月支払分)

④ 受	摘 要	⑤ 払
円	① 元 金	200,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	5,000
	合 計 (①+②+③)	205,000

① 作成の区分・通数

支払月分ごとに、それぞれ2通作成。  
うち1通は統轄店へ日本銀行業務オンラインにより送付し、1通は「控」を自店に保管（保管期間1年）する。

\* 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより送付する。

∫  
略（不変）  
∫

○ 261③（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

③受払報告表の補正

○ 統轄店へ送付した受払報告表の支払月・摘要項目・受払額に誤りがあったときは、次の受払報告表をそれぞれ2通作成する。

○ 受払報告表2通のうち、1通は他の国庫金受払証票と一緒にを統轄店へ日本銀行業務オンラインにより送付し、1通は「控」としてを自店に保管（保管期間1年）する。

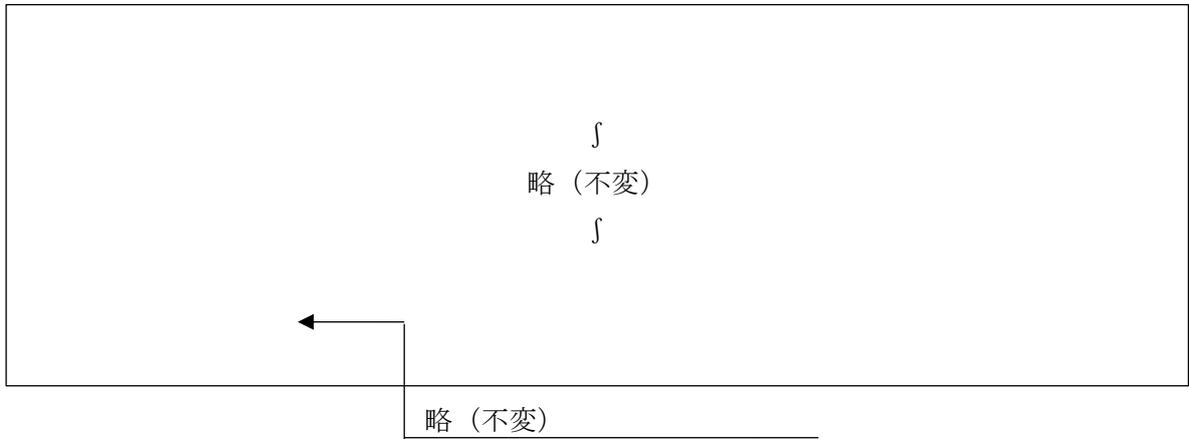
\* 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより送付する。

以下略（不変）

- 262④の 送付内訳表の記載例2 中「仕出 日本銀行業務局（統轄店経由）」を「仕出 日本銀行業務局」に、「業務局（統轄店経由）から送付を受けた」を「業務局から送付を受けた」に改める。

- 262④の 支払済証券類等受領書の例示 を横線のとおり改める。

支払済証券類等受領書の例示



- 本受領書中「日本銀行業務局（統轄店経由）」とあるのは、「日本銀行業務局」と読み替える。
- 業務局（統轄店経由）から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。

○ 262⑦を横線のとおり改める。

⑦国債証券類受付  
書などの受理

○ 統轄店から国債証券類受付書の日本銀行業務オンラインによる送付または窓口における交付（支払済証券類等を窓口に提出した場合のみ）を受けたときは、これを送付内訳表原符に添付する。

\* 統轄店経由で送付を受けた支払済証券類等は、業務局が内容を調査確認したうえ支払済証券類等受領書などを日本銀行業務オンラインなどにより送付（統轄店経由）するのですが、支払済証券類等を統轄店で受付けた旨を連絡するため、取あえず統轄店が受付書をの交付などをする。

∫  
略（不変）

∫

○ 業務局（統轄店経由）から支払済証券類等受領書などの送付を日本銀行業務オンラインにより、支払済領収証書受領書の送付を書面により受けたときは、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。

○ 323-2 (記載例を除く。)を横線のとおり改める。

323-2	訂正通知書による訂正
-------	------------

∫  
略(不変)

∫

① 略(不変)

イ. 略(不変)

ロ. 略(不変)

② 業務局への  
訂正済通知な  
ど

∫  
略(不変)

∫

○ 財務局(事務所)からの訂正通知書により、交付内訳書の受取人氏名または支払場所を訂正したときは、訂正通知書に添付されている都道府県知事または厚生労働省の訂正依頼書の写2通のうち、1通(1通のときはその写)に当該証券の番号、訂正日付、訂正の旨および店名を記載し、業務局国債証券業務グループへ日本銀行業務オンラインにより送付する。

略(不変)
-------

\* 都道府県知事または厚生労働省の訂正依頼書の写2通のうち、残りの1通は、適宜廃棄する。

\* 略(不変)

○ 訂正通知書(証券の番号等を記載した訂正依頼書の写添付)は、自店に保管(保管期間1年)する。

以下略(不変)

○ 323-2②の **訂正通知書（訂正依頼書添付）の記載例** の ● 証券・交付内訳書の訂正の場合 を次のとおり改める（全面改正）。

● 証券・交付内訳書の訂正の場合  
（訂正通知書）

○財理第××号  
令和5年1月6日

日本銀行○○代理店 御中

○○財務局長 ○○○

**国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について**

標記のことについて、○○都道府県知事から別添のとおり訂正依頼があったので通知します。

**（訂正依頼書の写）**

発かん番号 15  
令和4年12月19日

○○都道府県知事 印

国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について（依頼）

標記のことについて、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

交付取扱店名	通し頁	裁定通知書記号番号	国債名称	記号	額面金額	受取人氏名	訂正事項		※令達番号
							正	誤	
日本銀行 ○○代理店	5	○特E裁定 000025	第二十二回 特別給付金 国庫債券	は	200万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一郎	財理二十二給国 第123号 4.12.8

「注」 ※印欄は、裁定機関では記載しないこと。

5.1.10 訂正 日本銀行○○代理店

自店保管  
(保管期間1年)

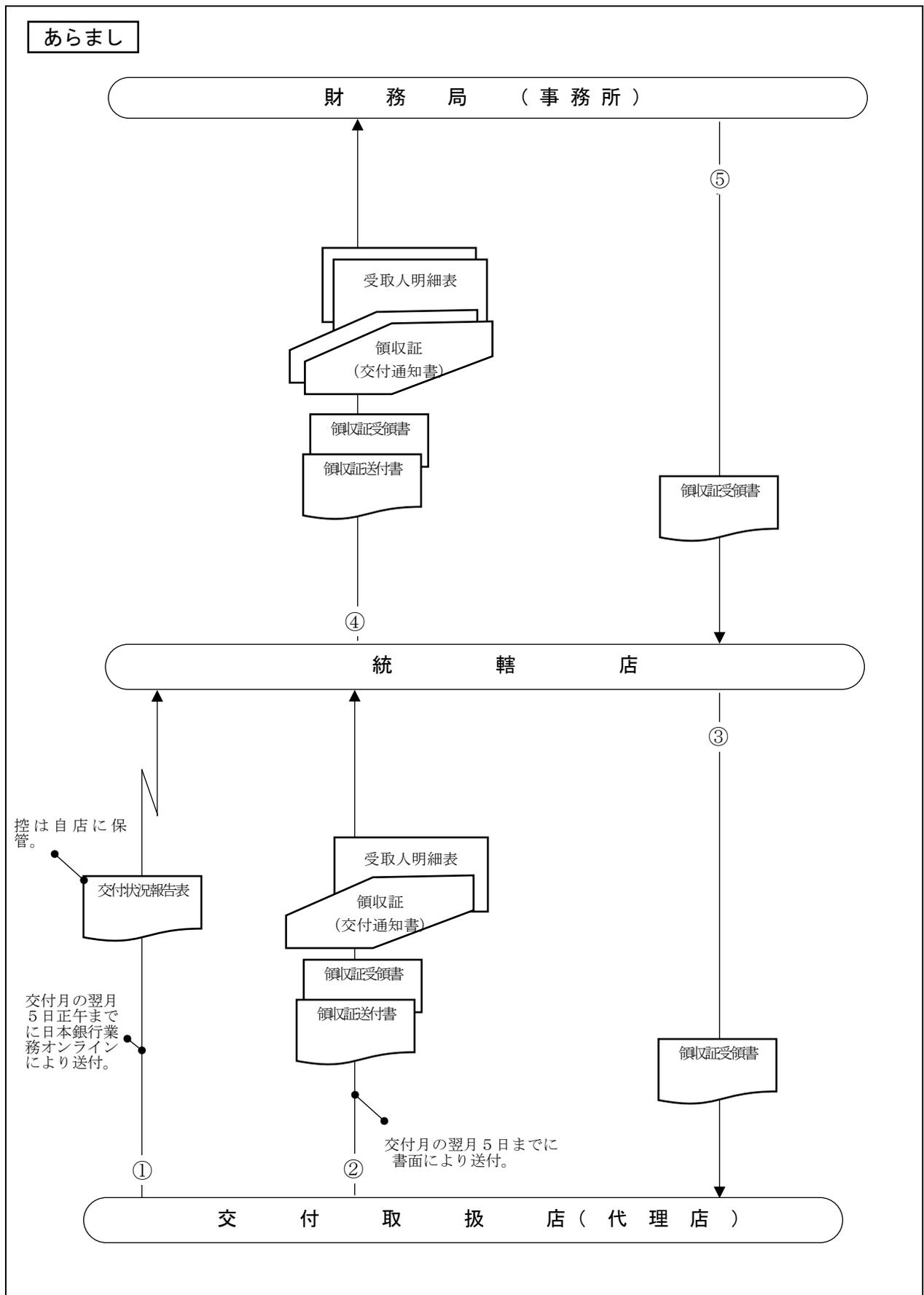
訂正日付・訂正の旨・店名を表示し、業務局国債証券業務グループへ日本銀行業務オンラインにより送付する。

0741250 ←

訂正依頼書の写 2通のうち残りの1通は適宜廃棄する。

適宜の個所に証券番号を記載する。

○ 327の **あらまし** を次のとおり改める（全面改正）。



- 領収証（交付通知書）を月分ごとに取まとめ、交付状況報告表を作成したうえ、それぞれ統轄店へ送付する。
- 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。

○ 327④を横線のとおり改める。

④ 領収証(交付通知書)などの送付

○ 領収証(交付通知書)・領収証送付書~~・~~を一括して封筒に納め書面により交付月の翌月5日までに、交付状況報告表を一括して封筒に納め、日本銀行業務オンラインにより交付月の翌月5日正午までに統轄店へ送付する。

\* 日本銀行ホームページに掲載されている交付状況報告表を使用する場合には、当該交付状況報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより送付する。

なお、~~5日~~上記の期限までに発送送付が困難なときは、その旨を統轄店(本店管下代理店は業務局国債証券業務グループ)へ連絡すること。

~~\* 月中に新規発行証券の交付がなく、領収証(交付通知書)がない場合には、交付状況報告表を電子メールまたはファクシミリにより送付することができる。~~

以下略(不変)

- 332-1 中「発行取消の通知書の送付を受けた」を「日本銀行業務オンラインにより発行取消の通知書の送付を受けた」に改める。

- 424の 

請求書の記載例
---------

 中「受付印（店印・日付）」を「受付印（店名・日付）」に改める。

- 620①の 請求書・届書・印鑑票などの記載例12 中「業務局が証明日付を表示し、店印を押したうえ返送する。」を「業務局が証明日付を表示し、業務局長名を表示するとともに、業務局長印を押したうえ返送する。」に改める。

○ 730の **あらまし** を次のとおり改める（全面改正）。

⇒ 記名国債証券の滅紛失救済方法・423参照

**あらまし**

○ 無記名国債証券については、「国債ニ関スル法律」第8条により、滅紛失した証券を公示催告の手続きによって無効とする規定（民法第520条の20において準用する同法第520条の18において準用する同法第520条の11の定め）が適用されないこととなっており、従って、他の公社債のように代証券の交付による救済措置はない。

このため無記名国債証券・利札を滅紛失した者に対しては、日本銀行（業務局）の支払承認に基づき、

- ① 当該滅紛失証券・利札をもって他に元利金の支払を受けた者があったときは、その元金支払額に、法定利息相当額を加えた金額を弁償する旨の契約書を提出させ、
- ② 所要額の担保を提供させるか、または保証人を立てさせたいえ、

支払期日の到来した元利金を支払う救済方法がとられている。

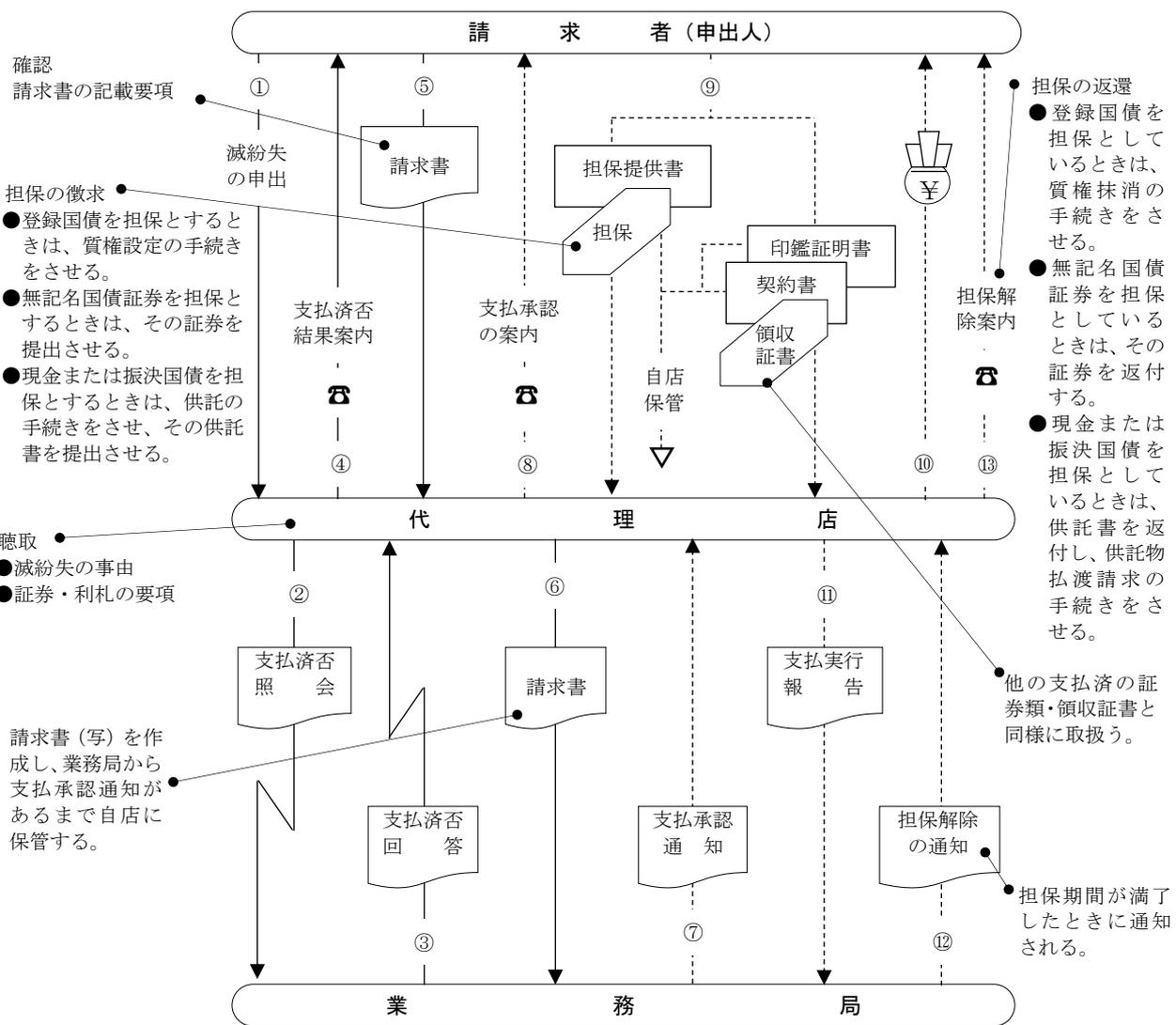
（この国債独特の救済方法を「承認払制度」という。）

- 滅紛失した証券・利札の要項（国債名称・記号・券面種類・番号のほか、利札については利子支払期日）が不明のときは、滅紛失したものの特定が困難なので承認払の取扱はできない。
- 担保は、現金または国債に限られ、その所要額は、支払う元利金の額に、法定利息相当額を加えた金額となる。

⇒ 担保所要額の計算方法・保証人は、後記④参照

- \* 提供された担保は、当該滅紛失証券・利札にかかる元利金の消滅時効完成日までに他に支払を受けた者がなかった場合に返還されることとなる。

○ 代理店における承認払の取扱については、実際に事務がおきたつど業務局国債業務グループへ照会することとし、この手続では、承認払制度の概要の説明と、代理店が証券・利札を滅紛失した旨の申出を受けた場合にさしあたり必要な事項を定めている。



### 支払済否等の調査

● 減紛失証券・利札が元利払・各種の請求により回収されていないかどうかを事前に調査するほか、承認払実行後も継続して調査し、その証券・利札をもって他に元利金の支払を受けた者があったときは、所定の弁償金を徴求する旨、代理店に通知することとなる。

- 証券・利札を減紛失した旨の申出を受けたときは、その申出により減紛失証券・利札の要項等を記載した「支払済否照会」を作成して、日本銀行業務オンラインにより業務局へ送付する。  
業務局から減紛失証券・利札が支払等により回収されていない旨の回答が日本銀行業務オンラインによりあったときは、申出人から所定の請求書を提出させ、これを同局へ送付する。
- 業務局から支払承認通知を受けたときは、その旨を請求者に通知し、契約書その他必要書類および所要額の担保を提供させようえ、領収証書と引換えに元利金を支払い、その旨を業務局へ報告する。
- 業務局から担保期間が満了（減紛失証券・利札にかかる元利金の消滅時効が完成し、さらに8カ月経過したとき）した旨の通知を受けたときは、その旨を請求者に通知し、担保の返還に必要な手続きをさせる。
- 点線で示した事務の取扱方は、業務局から支払承認通知と一緒に通知するほか、担保期間満了により担保を返還するときその他必要のつど通知する。

○ 730①中「● 申出人の住所・氏名（名称）」を削る。

○ 730②を横線のとおり改める。

②業務局への照会

○ 申出人から聴取した事項を記載した「支払済否照会」を作成し、これを業務局国債業務グループへ日本銀行業務オンラインにより送付する。

支払済否照会の記載例

~~4年7月11日~~令和4年11月21日

業務局国債業務グループ 御中

日本銀行〇〇代理店

支払済否調査依頼の件

今般下記のとおり、~~甲野太郎~~より無記名国債証券を滅紛失した旨の申出がありましたので、当該証券の支払済否につき調査をお願いします。

記

国債名称	利付国庫債券（20年）
記号	<del>第5-6-30回</del>
償還期日	<del>34.6.20</del> 平成27年9月21日
券面種類	<del>10010</del> 万円券
証券番号	012345～012349（5枚）
滅紛失の事由	昨年5月家屋改築準備のため家屋内を整理した際、他の不要品とともに焼却したものである。

○ 730③を横線のとおり改める。

③業務局からの回答  
の受理

○ 前記②の照会に対し、業務局から「支払済否回答」の送付を日本銀行業務オンラインにより受けたときは、これに記載の証券の要項などが照会内容と一致していることを確かめたうえ、電話などにより申出人に次のとおり案内する。

∫  
略（不変）  
∫

支払済否回答の例示

~~4年7月14日~~令和4年12月1日

日本銀行〇〇代理店 御中

業務局国債業務グループ

無記名国債証券の支払済否照会に  
対する回答について

~~4年7月11日~~令和4年11月21日付でご照会のありました  
下記無記名国債証券につき支払済否を調査した結果、未回収（~~4年7月13日~~令和4年11月30日現在）でありましたので回報  
します。

記

国債名称	利付国庫債券（20年）
記号	第 <del>5-6-30</del> 回
償還期日	<del>34.6.20</del> 平成27年9月21日
券面種類	<del>100-10</del> 万円券
証券番号	012345～012349
枚数	5枚

以上

● 略（不変）

○ 752の 送付内訳表の記載例 ③を横線のとおり改める。

③ 略（不変）

- 業務局—(統轄店経由)—から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保存期間1年）する。

○ 820①および④の **交付・廃棄通知の例示** を次のとおり改める（全面改正）。

**交付・廃棄通知の例示**

2022年11月30日

代理店 御中

日本銀行〇〇支店

〇〇〇国庫債券の見本証券交付に関する件

貴店備付用として、標記見本証券を下記のとおり送付しますので通知します。  
については、「日本銀行代理店国債事務取扱手続・820 見本国債証券類の取扱い」により貴店備付用見本としてご利用ください。

記

〇〇〇国庫債券 い号 10万円券 1枚

以上

統轄店から、書面により見本とともに送付される。

2022年11月15日

代理店 御中

日本銀行〇〇支店

見本証券の廃棄に関する件

貴店備付けの見本国債証券類のうち下記見本国債証券については、同国債の消滅時効完成に伴い不用となりましたので「日本銀行代理店国債事務取扱手続・820 見本国債証券類の取扱い」に基づき廃棄されたく通知します。

記

〇〇国庫債券 第〇回	10,000,000円券	} 4枚
	1,000,000円券	
	100,000円券	
	50,000円券	

以上

統轄店から、日本銀行業務オンラインにより送付される。

● 受入・廃棄手続完了後随時廃棄

○ 820④（例示を除く。）を横線のとおり改める。

④廃棄

○ 保管中の見本について統轄店から廃棄通知を日本銀行業務オンラインにより受けたときは  
以下略（不変）

---